

# 建築行為なし認定の申請手続き等

# 認定手続きの流れ

長期法第5条	対象
第1項	注文住宅（新築） 所有住宅（増築・改築）
第2項(第3項)	建売住宅（新築） 買取再販住宅（増築・改築）
第4項	分譲マンション（新築） 買取再販分譲マンション（増築・改築）
第5項	管理組合による区分所有マンション（増築・改築）
<b>第6項</b>	<b>所有住宅（既存）</b>
<b>第7項</b>	<b>管理組合による区分所有マンション（既存）</b>

# 認定手続きの流れ

申請者（住宅所有者等）

所管行政庁

長期優良住宅維持保全計画

認定申請書（第一号の三様式）

申請添付図書

- a) 設計内容説明書
- b) 各種図面・計算書
- c) **状況調査書・工事履歴書**

- ・長期使用構造等である旨の確認書
- ・既存住宅建設住宅性能評価書

インスペクター

→現況検査の実施  
および

●**状況調査書**の作成

登録住宅性能評価機関

→長期使用構造等であるかの**確認**

認定の申請  
(法第5条第6項)

書類受取（書類の不備等の確認）

申請  
受付

不適合  
認定しない旨の通知

認定基準への  
適合審査

適合

認定の通知（法第7条）  
(第二号様式)

認定通知書  
の作成

受取  
・住宅及び区分所有住宅  
の所有者等

# 認定手続きの流れ

申請者（住宅の所有者等）

所管行政庁

認定長期  
優良住宅

認定長期優良  
住宅維持保全計画

認定計  
画実施者

計画を変更する場合（軽微な変更  
を除く）（法第8条）

変更認定の申請

（第三号様式）

通知

（第四号様式）

認定基準への適合審査

↓  
変更の認定

建築及び維持保全の  
状況に関する記録の  
作成・保存  
（法第11条）

報告の徴収

報告の徴収  
（法第12条）

報告

助言・指導

助言・指導・改善命令  
（法第13条・第15条）

改善命令

維持  
保全



# 情報公開について

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会HPにおいて、以下の資料を公開しております。 (<https://www.hyokakyokai.or.jp/chouki/index.php>)

## 長期優良住宅について



長期優良住宅とは??

申請をされる方へ

所管行政庁の検索

いえまるくん

- 法改正などの情報
- 公開資料

【共通】

- ・ 長期優良住宅に係る認定基準 技術解説【第9版】  [2022/04/01]
- ・ 長期優良住宅に係る認定基準 技術解説【第10版】  [2022/10/01]
- ・ 過去に公開していた技術解説
- ・ 長期優良住宅に係るQ&A  [2022/04/13]
- ・ 「長期優良住宅の認定を受けられたみなさまへ」(チラシ) 

【新築】

- ・ 長期優良住宅 認定申請書作成の手引き(新築版)【第9版】  [2022/02/20]

【増築・改築】

- ・ 長期優良住宅 認定申請書作成の手引き(増築・改築版)【第6版】  [2022/04/01]

【既存】

- ・ 長期優良住宅 認定申請書作成の手引き(既存版)【第1版】 [2022/10/01] (準備中)

【パンフレット】

- ・ 長期優良住宅のパンフレットページ

- ・ 長期優良住宅に係る認定基準 技術解説
- ・ 長期優良住宅認定申請書作成の手引き
- ・ 長期優良住宅に係るQ & A



# 認定申請書の記載方法

本記載例はあくまでも一例です  
(以下同じ)

## 認定申請書の記載方法 第一面

・長期法第5条**第6項**または**第7項**のどちらの申請であることを記載

### 第6項

→区分所有住宅**以外**の住宅の**所有者等**が申請する場合

### 第7項

→**区分所有住宅**の**管理者等**が申請する場合

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

認定申請書  
（既存）

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条（第7項）の規定に基づき、長期優良住宅維持  
保全計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありま  
せん。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項に規定する申請に係るものであることを指します。また、「共同住宅」は、共同住宅の用途に供する部分の有しないものに限り、「共同住宅」の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

2. 申請者（法第5条第6項に基づく申請にあっては、申請者等、同条第7項に基づく申請にあっては区分所有住宅の所有者等）の氏名を併せて記載してください。

3. 共同住宅等に係る申請にあっては、第三面を申請書に併せて作成してください。

代表者の氏名  
（第6項）  
第5条（第7項）の規  
定に基づき、長期優良住宅維持  
保全計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。





# 認定申請書の記載方法

## 認定申請書の記載方法 第四面

(第四面)

### 2. 認定後の住宅の維持保全の方法及び期間

### 3. 認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

- (注意)
- 3欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
  - この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

### 2. 認定後の住宅の維持保全の方法及び期間

維持保全の方法：〇〇工務店（●●県〇〇市）による点検・保証システムを実施

【別添の維持保全計画書参照】

維持保全の期間：30年

➤点検実施予定者の情報も記載  
(事業者名・所在地)

### 3. 認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

修繕資金として年間●万円の積立を行う。

# 長期確認申請書の記載方法

## 確認申請書の記載方法 第一面

- ・長期法第5条第6項または第7項の認定の申請に係るものは「**既存**」を丸で囲みます。

第十一号の二様式（第七条の二関係）

確認申請書  
(新築/増築・改築/既存)  
(第一面)

登録住宅性能評価機関 殿

年 月 日

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、本申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認を行うことを求めます。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、長期優良住宅の認定の申請に係るものであるものとして、人の居住の用以外の用途に供する部分とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅を指す。
2. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る申請書に添付してください。
3. 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
4. ※印のある欄は記入しないでください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

二関係)

確認申請書  
(新築/増築・改築/既存)  
(第一面)





# 住宅性能評価申請書の記載方法

(第二面)

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【3. 所有者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【4. 共用部分の管理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【5. 設計住宅性能評価を希望する性能表示事項】

【6. 長期使用構造等であることの確認の要否】 要 否

【7. 備考】

## 建設住宅性能評価申請書（既存住宅）の記載方法（第二面）

- ⑤ 6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、7欄に新築の時期について記載してください。増築・改築をした場合においては、その時期を併せて記載してください。

【6. 長期使用構造等であることの確認の要否】 要 否

【7. 備考】

新築の時期 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日  
増築・改築の時期 年 月 日

➤確認の求めを行う場合は**新築の時期**や**増築・改築の時期**を記載します。

# 住宅性能評価申請書の記載方法

## 建設住宅性能評価申請書（既存住宅）の記載方法（第三面）

(第三面)

建築物に関する事項

---

【1. 住居表示】

---

【2. 建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等

---

【3. 住戸の数】  
【建物全体】  
【評価対象住戸】

---

【4. 階数】 地上（ ） 地下（ ）

---

【5. その他必要な事項】

---

【6. 備考】

(第三面)

建築物に関する事項

---

【1. 住居表示】 東京都新宿区〇〇〇

---

【2. 建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等

---

【3. 住戸の数】  
【建物全体】 10戸  
【評価対象住戸】 10戸

---

【4. 階数】 地上（ 5階 ） 地下（ 0階 ）

---

【5. その他必要な事項】

---

【6. 備考】  
区分所有住宅の該当の有無  
有 無



➤確認の求めを行う、かつ、共同住宅等の場合は**区分所有住宅であるかどうかを記載**します。

#### 4. 第三面関係

- ① 第二面6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、かつ、2欄において「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、6欄に区分所有住宅であるかどうかについて記載してください。

# 認定申請書添付図書について

## 表 1

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別

## 表 2

図書の種類	明示すべき事項
工事履歴書	新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容

## 表 3

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法並びに

確認書等を添付しない場合

確認書等を添付する場合





# 確認書及び住宅性能評価書の様式について

第十一号の四様式（第七条の四関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による  
長期使用構造等である旨の確認書  
(新築/増築・改築)

第 号  
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関 印

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

記

1. 確認を行った住宅の所在地及び名称
2. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
3. 工事種別
4. 確認を行った評価員の氏名
5. 確認対象住戸及び当該住戸の床面積（当該住戸が複数の階にわたる場合はそれぞれの階における床面積）
6. 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

特記事項

免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合する場合  
 免震建築物  耐震等級2  耐震等級3

(注意) この確認書は、大切に保存しておいてください。

第十一号の四様式（第七条の四関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による  
長期使用構造等である旨の確認書  
(新築/増築・改築/既存)

第 号  
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関 印

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

記

1. 申請年月日
2. 確認を行った住宅の所在地及び名称
3. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
4. 確認を行った住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
5. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
6. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
7. 確認を行った評価員の氏名
8. 確認対象住戸
9. 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

特記事項

免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合する場合  
 免震建築物  耐震等級2  耐震等級3

(注意) この確認書は、大切に保存しておいてください。

# 住宅性能評価書及び確認書について

設計住宅性能評価書のイメージ  
(一戸建ての住宅の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律  
第5条第1項に基づく

## 設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)  
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和4年3月25日国土交通省告示第378号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。  
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日
評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

●特記事項  
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果  : 適合  : 不適合  
申請書等記載の住宅の床面積 (複数階を有する場合は各階) m<sup>2</sup>

注)点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われない場合は記載不要。

設計住宅性能評価書のイメージ  
(一戸建ての住宅の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律  
第5条第1項に基づく

## 設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)  
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和4年3月25日国土交通省告示第378号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。  
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日
評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

●特記事項  
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果  : 適合  : 不適合  
申請年月日:

注)点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われない場合は記載不要。

# 住宅性能評価書及び確認書について

既存住宅における現況検査・評価書のイメージ



(既存住宅)  
**現況検査・評価書**  
 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく)

(既存・一戸建ての住宅)

(申請者の住所)  
 (申請者の氏名又は名称) 様

この現況検査・評価書は、下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和4年3月25日国土交通省告示第378号））に基づき検査・評価を行った結果を示すものです。

記

1. 住宅の所有者
2. 住宅の名称
3. 住宅の所在地

現況検査・評価書 交付年月日	年 月 日	現況検査・評価書 交付番号	- - -
検査・評価年月日	年 月 日		
登録住宅性能評 価機関名			印
機関登録番号		電話番号:	
評価員氏名			

注)点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われない場合は記載不要。

既存住宅における現況検査・評価書のイメージ



(既存住宅)  
**現況検査・評価書**  
 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく)

(既存・一戸建ての住宅)

(申請者の住所)  
 (申請者の氏名又は名称) 様

この現況検査・評価書は、下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和4年3月25日国土交通省告示第378号））に基づき検査・評価を行った結果を示すものです。

記

1. 住宅の所有者
2. 住宅の名称
3. 住宅の所在地

現況検査・評価書 交付年月日	年 月 日	現況検査・評価書 交付番号	- - -
検査・評価年月日	年 月 日		
登録住宅性能評 価機関名			印
機関登録番号		電話番号:	
評価員氏名			

●特記事項  
 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果  
 確認の結果 □ : 適合 □ : 不適合  
 申請年月日:

注)点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われない場合は記載不要。



- 本資料は、作成日時点で、当協会が一般に信頼できると判断した資料に基づいて作成されたものですが、情報の正当性・確実性を当協会で保証するものではありません。
- 本資料の著作権は当協会に属するものであり、本説明会動画の視聴目的以外で、一部または全部を複製、写真複製あるいは、その他いかなる手段において複製すること、また当協会による許可なくして再配布することを禁じます。